

行政不服審査法の全部改正に伴う委員会規則・告示の改正について

1. 行政不服審査法の全部改正について

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）は、その全部が改正されて行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）となり、平成 28 年 4 月 1 日から施行される。

改正の主な内容は、従来の不服申立て（審査請求と異議申立て）を審査請求の手続に一元化したことである。

2. 法改正に伴い改正が必要となる委員会規則・告示

次の委員会規則・告示には、行政不服審査法に関する規定があることから、法改正に伴い当然に必要な規定の整理を行う。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 14 号に基づき同条第 12 号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）【別紙 1】
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）【別紙 2】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。)又は開示請求等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項、第二十七条第二項若しくは第三十六条第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に相当するものをいう。)に係る不作為について審査請求があった場合において、条例の規定に基づき当該審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。)について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあった場合において、条例の規定に基づき当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。</p>

○個人情報保護委員会規則第 号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき

同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則第四号中「について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「又は開示請求等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求又は行政機関の保

有する個人情報保護に関する法律第十二条第二項、第二十七条第二項若しくは第三十六条第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に相当するものをいう。）に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正の新旧対照表

○平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編））
（傍線部分は変更部分）

改正後	改正前（平成28年1月1日公表）
<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに 関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>目次～第4-5（略）</p> <p>第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定 （略）</p> <p>A～D（略）</p> <p>E 審査請求（行政機関個人情報保護法第42条から第44条まで）</p> <p>E-1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第42条第1項）</p> <p><u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）第9条（審理員）、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第24条（審理手続を経ないでする却下裁決）、第2章第3節（審理手続）及び第4節（行政不服審査会等への諮問）並びに第50条第2項（裁決の方式）の規定を適用しない。</u></p> <p>E-2 審査会への諮問（第43条第1項）</p> <p>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければな</p>	<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに 関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>目次～第4-5（略）</p> <p>第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定 （略）</p> <p>A～D（略）</p> <p>E 不服申立て（行政機関個人情報保護法第42条から第44条まで） （新設）</p> <p>E-1 審査会への諮問（第42条）</p> <p>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について「行政不服審査法」（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しな</p>

改正後	改正前（平成 28 年 1 月 1 日公表）
<p>らない。</p> <p>一 <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>二 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（E-3 及び E-4 において「<u>反対意見書</u>」という。）が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>三 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>四 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p>E-3 諮問をした旨の通知（第43条第2項）</p> <p>E-2の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>一 <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及びE-4において同じ。）</u></p> <p>二 <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>三 <u>当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>E-4 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（第44条</p>	<p>なければならない。</p> <p>一 <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>二 <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及びE-3 aにおいて同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>三 <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</u></p> <p>四 <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p> <p>E-2 諮問をした旨の通知（第43条）</p> <p>E-1の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>一 <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>二 <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>三 <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>E-3 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等（第</p>

改正後	改正前（平成 28 年 1 月 1 日公表）
<p>第 1 項)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合、行政機関の長は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示について<u>反対意見書</u>を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、<u>反対意見書</u>を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>二 <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）</u>を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（削除）</p> <p>（以下略）</p>	<p>44条)</p> <p>a 第三者が開示に反対の意思を有する場合の手続（第 1 項）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する<u>裁決又は決定</u>をする場合、行政機関の長は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に<u>反対の意思を表示した意見書</u>を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、<u>当該意見書</u>を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決又は決定</u></p> <p>二 <u>不服申立てに係る開示決定等</u>を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決又は決定</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>b 審査請求の特例（第 2 項）</p> <p><u>地方検察庁にあっては、その庁の検事正、区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令第 21 条で定めるところにより、検事総長に対してするものとする。</u></p> <p>（以下略）</p>

○個人情報保護委員会告示第 号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

第4-6 Eを次のように改める。

E 審査請求（行政機関個人情報保護法第42条から第44条まで）

E-1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第42条第1項）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）第9条（審理員）、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第24条（審理手続を経ないでする却下裁決）、第2章第3節（審理手続）及び第4節（行政不服審査会等への諮問）並びに第50条第2項（裁決の方式）の規定を適用しない。

E-2 審査会への諮問（第43条第1項）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（E-3及びE-4において「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

E-3 諮問をした旨の通知（第43条第2項）

E-2の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及びE-4において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

E-4 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（第44条第1項）

次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合、行政機関の長は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示について反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及び

その理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）